

第3部 風水害応急・復旧対策計画

第1章 応急・復旧対策

大規模な風水害が発生した場合、区は防災関係機関等と連携し、迅速な初動体制により応急活動を開始するとともに、復旧に向けた活動も行う必要がある。

本章では、区及び防災関係機関の活動体制について示す。

第1節 対応体制

1 洪水時の対応体制

(1) 荒川の洪水に対する対応体制

・【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「2（6）荒川下流タイムラインの策定・運用」で示す荒川下流タイムライン（拡大試行版）に基づき対応する。

(2) 石神井川の洪水に対する対応体制

・【風水害編】第2部第1章第4節の「洪水対策（石神井川）」における「2（6）石神井川洪水対応タイムラインの策定・運用」で示す石神井川洪水対応タイムラインに基づき対応する。

2 高潮氾濫時の対応体制

・【風水害編】第2部第1章第5節の「高潮対策」で示したとおり、高潮氾濫が大型台風の接近による海面上昇の影響で発生することを踏まえ、大型台風の上陸時には、荒川の氾濫と高潮氾濫が同時に発生する可能性を考慮し、高潮氾濫が予想される場合には、原則として、【風水害編】第2部第1章第3節の「洪水対策（荒川）」における「1 避難に関する基本方針」に示す対応を行うものとする。

3 内水氾濫時の対応体制

・【風水害編】第2部第1章第6節の「都市型水害（内水氾濫）対策」で示したとおり、内水氾濫時の浸水継続時間は短く、浸水しても長期間建物内に取り残される危険性は低いことから、緊急的に建物の上層階へ避難する「垂直避難」を基本的な避難行動とし、内水氾濫が予想される場合には、原則として、【風水害編】第2部第1章第6節の「都市型水害（内水氾濫）対策」における「1 避難に関する基本方針」に示す対応を行うものとする。

4 土砂災害時の対応体制

・【風水害編】第2部第1章第7節の「土砂災害に関する対策」における「2（6）土砂災害対応タイムラインの策定・運用」で示す土砂災害対応タイムラインに基づき対応する。

5 線状降水帯発生時の対応体制

・【風水害編】第2部第1章第8節の「線状降水帯に関する対策」における「3 避難に関する基本方針」及び「4 区における対策」に基づき対応する。

第2節 救助・救急対策

1 救助・救急活動体制等

各機関	内 容
区 ・ 災対区民生活部運用班 ・ 災対健康部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区災害対策本部に参集する自衛隊、東京消防庁並びに警視庁のリエゾンに対し、必要に応じて、救助・救急活動に必要な情報共有や資器材の貸与を行う。 ・ 東京消防庁が設置する現場救護所及び医療関係機関等と連携し、医療機関への搬送を行う等、人命救助・救急活動を支援する。
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区災害対策本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、出水による溺水者、家屋の倒壊、がけ崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出救助に重点を置いて、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ・ 負傷者は、速やかに医療機関等に引き継ぐ。 ・ 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。 ・ 救出救助に当たっては、区や都、東京消防庁、警視庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。 ・ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区災害対策本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ・ 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、区、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。 ・ 救出救助に当たっては、区や都、自衛隊、警視庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。 ・ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。
警視庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区災害対策本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、出水による溺水者、家屋の倒壊、がけ崩れ等による埋没者その他の負傷者の救出救助に重点を置いて、組織的な人命救助活動を行う。 ・ 負傷者は、速やかに医療機関等に引き継ぐ。 ・ 漂流者を発見したときは、ヘリコプター、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助する。 ・ 救出救助に当たっては、区や都、自衛隊、東京消防庁等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。

2 応急活動拠点の整備

・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「6 活動拠点の整備」に準ずる。

第3節 応援協力・派遣要請

・【震災編】第2部第5章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「3 応援協力・派遣要請」に準ずる。

第4節 防災機関の活動体制

- ・風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- ・指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第2章 情報の収集・伝達

区をはじめとする防災関係機関が、発災前後において災害関連情報を迅速かつ正確に取得し、外部に発信することは、区民等の被害や混乱の発生と拡大を防止する上で極めて重要である。

本章では、発災時における防災関係機関相互の情報通信連絡体制の整備や情報活動の実施等について示す。

第1節 情報連絡体制

1 防災関係機関との情報連絡体制

(1) 情報収集体制

・【風水害編】第2部第1章第1節の「水防情報の収集」に準ずる。

(2) 情報伝達体制

・【風水害編】第2部第1章第1節の「水防情報の収集」に準ずる。

2 区民への情報連絡体制

・【風水害編】第2部第1章第2節の「区民への情報伝達・意識啓発」における「1 情報伝達手段」及び「2 情報伝達内容」に準ずる。

第2節 被害状況等の報告体制

・【震災編】第2部第6章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「1-1 関係機関等と連携した情報収集」に準ずる。

第3章 交通規制

災害時における交通秩序の維持及び二次災害の防止を行い、被災地の治安に万全を期する必要がある。本章では、区内に浸水被害等が発生した場合の交通規制について示す。

第1節 交通規制

- ・区内に浸水被害等が発生した場合、区内の道路状況について、都や警視庁等へ共有する。
- ・また、危険箇所が確認された場合は、警視庁により、当該危険箇所付近において適切な交通規制を行う。
- ・緊急通行車両の優先通行については、【震災編】第2部第10章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「5 輸送車両の確保」による。

第4章 医療救護・保健等対策

本章では、風水害時における初動医療体制、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制の整備について示す。

第1節 初動医療体制

・区は、浸水等による被災地域の範囲や浸水継続時間等を考慮した上で、【震災編】第2部第7章第5節の「具体的な取組【応急対策】」で示す体制・対応を検討する。

第2節 防疫活動

・区は、浸水が解消された後、水害廃棄物処置を含む公共防疫を行うとともに、区民に対して衛生対策の基本である洗浄・乾燥と消毒の必要性を情報発信し、感染症の発生及びまん延を防止する。
・区の防疫活動で対処できない場合は、都に対し、自衛隊の災害派遣を要請する。

第3節 医薬品・医療資器材の供給

・【震災編】第2部第7章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「2 医薬品・医療資器材の供給」に準ずる対応を検討する。

第4節 遺体の取扱い

1 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

・【震災編】第2部第7章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「3 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等」に準ずる。

2 火葬体制

・【震災編】第2部第7章第5節の「具体的な取組【復旧対策】」における「4 火葬体制」に準ずる。

第5章 避難者対策

風水害時において、区民の生命、身体を保護するため、平時から緊急避難場所を指定するとともに、実効性のある避難所運営体制の確保が必要となる。

本章では、避場場所の指定、避難場所の運営をはじめとする避難体制の整備に関する取組について示す。

第1節 避難情報発令の判断・伝達

・【風水害編】第2部第1章第3～7節において示す避難情報の発令基準に基づき、【風水害編】第2部第1章第2節に示す情報伝達手段を用いて、区民等に伝達する。

第2節 避難誘導

・【風水害編】第2部第1章第3～7節において示す避難誘導體制に準ずる。

第3節 指定緊急避難場所等の開設・運営

1 避難場所の開設・運営

・【風水害編】第2部第3章第1節の「区の活動体制」における「2（2） 避難場所担当職員」による、大規模水害時避難場所対応マニュアルに基づく指定緊急避難場所の開設及び運営を行う。

2 指定避難所の開設・運営

・風水害時における指定避難所の開設時期等については、【風水害編】第2部第1章第3節の「2（2）④ 指定避難所」のとおりとし、避難所の運営体制については、【震災編】第2部第9章第5節の「具体的な取組【予防対策】」における「3 避難所の管理運営体制の整備」に準ずる。

第6章 物流・備蓄・輸送対策

- ・【震災編】第2部第10章第5節の「具体的な取組【応急対策】」に準ずる。
- ・区内に河川氾濫等による浸水が発生し、又はその発生が見込まれる場合において、浸水による庁有車への被害の防止と浸水解消後の復旧作業を円滑に行うことを目的に、株式会社スーパーバリューとの災害時協定に基づき、協定締結事業者が所有する駐車場に庁有車を退避させる。

(資料第2 協定・覚書)

第7章 廃棄物処理・トイレの確保及びし尿処理・障害物の除去・ 災害廃棄物処理

・【震災編】第2部第11章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「6 トイレの確保及びし尿処理」「7 ごみ処理」「8 災害廃棄物処理」及び同節「具体的な取組【復旧対策】」における「13 災害廃棄物処理の実施」に準ずる。

・なお、風水害時の災害廃棄物処理については、発災時の浸水状況を考慮した上で、水害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、収集運搬ルート等を検討する。

第8章 公共施設等の応急・復旧対策

本章では、公共土木施設及び鉄道施設並びにその他の公共施設等の機能回復のために行う、区・防災関係機関等による応急・復旧措置について示す。

第1節 公共土木施設（道路・橋梁等）

・災害が発生した場合、各道路管理者等は、交通規制等の措置又は回道路の選定等、通行者の安全対策を講じる。

各機関	内 容
区	<ul style="list-style-type: none"> ・【震災編】第2部第4章第5節の「具体的な取組【応急対策】」における「1-2 障害物除去」に準ずる。
都建設局	<ul style="list-style-type: none"> ・応急復旧作業は、緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施 ・逐次道路の被災箇所、放置すると二次災害を生ずる恐れがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業等を実施 ・協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行う等、平時から資機材を確保 ・降雪時における道路交通の安全を確保するため、あらかじめ稼働可能な資機材や労力の把握を行い、迅速かつ適切な除雪活動実施の体制を確保
都港湾局	<ul style="list-style-type: none"> ・被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通を確保 ・応急復旧作業は、当初は緊急道路障害物除去を最優先に行うこととし、「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき実施。その後、逐次所管道路の障害物除去及び復旧作業を実施 ・協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行う等、平時から資機材を確保
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・パトロールによる巡視結果等をもとに被害を受けた道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行い、緊急輸送路としての機能を確保 ・発災直後の混乱期に緊急復旧のための資機材を確保するため、直轄備蓄及び建設業者との協力協定のほか、首都近隣区域において防災資機材備蓄基地の整備を計画的に推進

第9章 住民の生活の早期再建

【震災編】第2部第11章第5節の「具体的な取組【応急対策】」及び「具体的な取組【復旧対策】」に準ずる。

